

🦷 どのように連携しているの？

東京都立心身障害者 口腔保健センター

地域の歯科医院で治療や
定期管理をします。

困難な歯科治療は
当センターへ

治療が難しい場合は当センター
で治療を行い、定期管理は地域
の歯科医院で行うなど分けて
通院することも可能です。

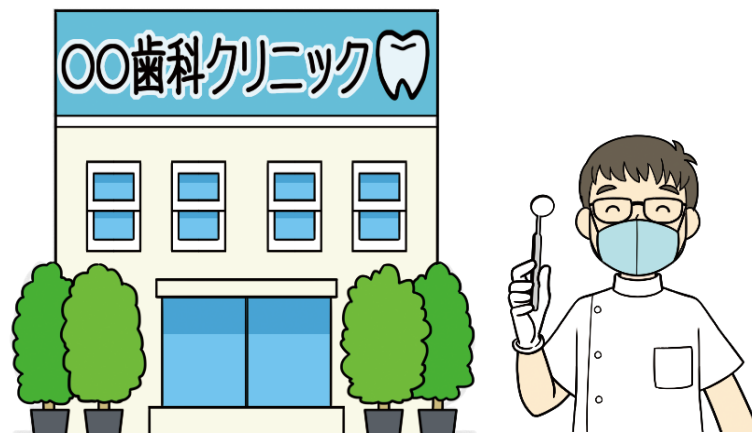
定期管理は
かかりつけ歯科へ

地域の協力医・登録医 地区口腔保健センター



医療連携のご案内

-かかりつけ歯科医をもちましょう-



- 当センターでは患者さんに地域でかかりつけ歯科医をもつことをおすすめしています。全ての治療が終了した時や、センターでの定期管理が長期間続いている時など、定期的に地域の歯科医院をご案内させていただきます。
- ご紹介の際はこれまでの治療経過などを記載した**紹介状**を作成します。診療が円滑に行えるよう、紹介先へは**紹介状**を持参の上、受診してください。

東京都立心身障害者口腔保健センター

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1
セントラルプラザ事務棟8・9階
TEL 03-3267-6480 (診療予約)
FAX 03-3269-1213
URL <https://tokyo-ohc.org/>

当センターは地域の歯科医院をかかりつけ歯科医にすることを勧めしています！

かかりつけ歯科医とは？

「かかりつけ歯科医」とは、どのような歯医者さんをいうのでしょうか？

皆さんには、体調が悪い時に受診したり、定期的にお薬をもらったりする、身近なお医者さん「かかりつけ医」がいらっしゃる方も多いかと思います。

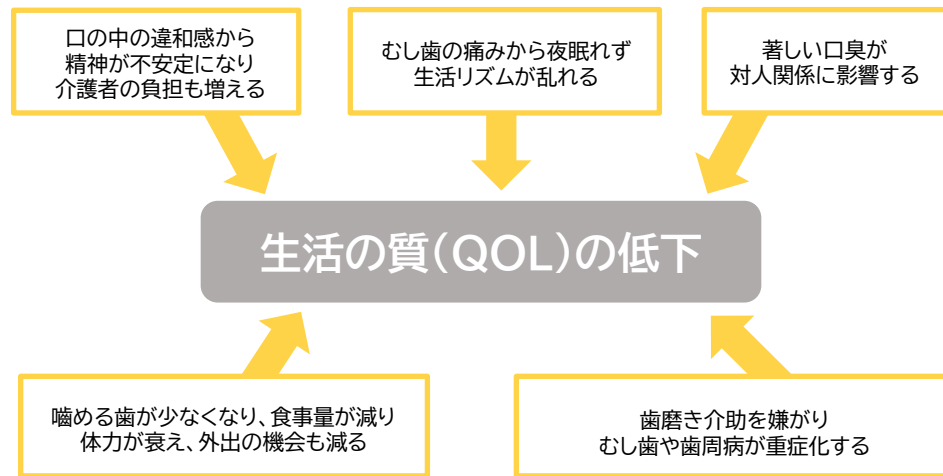
歯科においても、地域住民に対して治療だけではなく、いつでも気軽に歯磨きの相談や継続的、定期的な口腔の管理を行う歯医者さんのことを

「かかりつけ歯科医」といいます。近年、生涯を通じて口腔の健康を守るため、かかりつけ歯科医を持つことを国が推奨しています。





障害者歯科におけるかかりつけ歯科医の必要性

障害のある方がむし歯や歯周病になってしまった場合、口腔の痛みや不快感が、日常生活や社会生活にまで影響を及ぼすことがあります。

むし歯や歯周病の予防や早期発見、早期治療を行い健康な毎日を過ごすためにも、かかりつけ歯科医をもつことが必要です。



近所にかかりつけ歯科医をもつメリット

- 1 来院負担の軽減**

自宅からの距離が近く、ライフスタイルに合わせた時間帯や曜日を選べるため、歯科診療が受けやすくなる。
- 2 ライフステージに応じた歯科医療の提供**

訪問歯科診療など対応しているところもあり、患者さんやご家族のライフステージに応じた歯科医療を受けることができる。
- 3 細やかな口腔ケアが可能**

ホームケアが難しい方も予約間隔を短くすることで、細やかな口腔ケアを受けることができる。
- 4 口腔疾患の予防 早期発見・治療**

同じ歯科医師に定期的にかかることで、些細な変化に気づき、むし歯や歯周病が進行する前に治療が受けられる。

当センターと地域の歯科医院との連携

当センターは障害のある方が住み慣れた身近な場所で、安心して歯科診療が受けられるように、**200人以上の協力医・登録医**と**18地区の口腔保健センター**と連携を図っています。

協力医・登録医とは？

協力医・登録医とは障害のある方の歯科治療や定期管理を行う、地域の歯科医療機関の先生方のことです。当センターの研修を修了された方を「協力医」、研修が未受講でも協力の申し出をいただいた方を「登録医」としています。